

第1回邑楽町議会
議会報告会・意見交換会

日 時 令和2年1月16日(木)
18時30分～20時
場 所 邑楽町役場3階 大会議室
司会進行 松村 潤

次 第

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 議員自己紹介
4. 議会報告
 - ①町長と議会の関係と役割について
 - ②邑楽町議会の概要について
 - ・議会構成について
 - ・各委員会の役割について
 - ③議員定数と報酬について
 - ④アンケート調査結果報告について
5. 質疑応答
6. 意見交換会
テーマ：議会に対する意見・要望について
7. アンケート記入
8. 閉 会

出席者

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

1. 開 会

○司会 皆様、こんばんは。皆様におかれましては、お忙しい中、またお寒い中、第1回邑楽町議会報告会・意見交換会に足を運んでいただきまして、心から御礼を申し上げます。大変にありがとうございます。

本日の司会進行を務めます、邑楽町議会副議長の松村潤です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。開会中は、携帯電話が鳴らないように電源を切っていただくか、マナーモードへの設定をお願いいたします。なお、通話は会場の外でお願いいたします。

ここでご確認をお願いいたします。開会中の写真、ビデオ撮影は可能ですが、会議の妨げにならないよう、フラッシュやシャッター音はしないように設定をお願いいたします。また、この報告会の記録を残すために、こちらのほうで写真撮影や録音、録画をさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、定刻になりましたので、これより第1回邑楽町議会報告会・意見交換会を開会いたします。

2. 議長挨拶

○司会 初めに、邑楽町議会議長、神谷長平よりご挨拶を申し上げます。

○神谷長平議長 皆さん、こんばんは。ただいまご紹介にあずかりました、議会の議長の神谷でございます。よろしくお願いいたします。また、今晚は寒い中、また一番大事な家庭の団らんのいつときの中、ここに多くの皆さんにご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

昨年10月に区長さんをお願いをしまして、議会改革に対する町民アンケートということで皆さんにご協力いただきました。それらをもとに、今後議会改革を進めていきたいと。その前に皆さんの意見も頂戴した中で、いかに邑楽町に合った改革ができるか、その辺も検討しておりますので、ぜひ皆さんのご意見を頂戴できればと思っていますので、ひとつよろしくお願いいたします。

簡単ですが、開会に当たりまして議長の挨拶とさせていただきます。きょうはよろしくお願いいたします。

3. 議員自己紹介

○司会 次に、邑楽町議会議員の自己紹介をさせていただきます。順次お願いいたします。

○3番 小久保隆光議員 皆さん、こんばんは。1期生の小久保隆光と申します。行政区は7区でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○13番 大野貞夫議員 皆様、こんばんは。大野貞夫と申します。行政区は、11区蛭沼です。所属している常任委員会は総務教育常任委員会、今晚はよろしくお願いいたします。

○14番 小島幸典議員 皆さん、こんばんは。きょうはお忙しい中、出席していただきまして、まことにありがとうございます。私、総務教育常任委員で前議長の小島幸典でございます。きょうはいろいろと皆さんとともに、町のこれからの発展のためにいろいろとご意見をいただきたいので、よろしくをお願いします。

○6番 瀬山 登議員 皆様、こんばんは。自己紹介をさせていただきます。名前は瀬山登です。12区鶴上出身でございます。所属委員会は総務教育委員会、現在副委員長をさせていただいております。それから、公立館林厚生病院の組合議員を行っております。どうぞ今晚皆さんよろしく願いいたします。

○5番 大賀孝訓議員 改めまして、こんばんは。総務教育常任委員長の大賀孝訓と申します。34区の明野の出身でございます。今晚どうぞよろしく願いをいたします。

○7番 松島茂喜議員 皆さん、こんばんは。議会運営委員会の委員長をさせていただいております。松島茂喜と申します。邑楽町議会では、私がちなみに最年少ということなのですが、年齢は50歳になります。

以上でございます。きょうはどうぞよろしく願いいたします。

○11番 神谷長平議員 改めまして、こんばんは。私は、6区の神谷と申します。ひとつよろしく願いいたします。

○9番 原 義裕議員 皆さん、こんばんは。行政区20区の原義裕と申します。委員会につきましては、議会運営委員会の委員として、また産業福祉常任委員会の副委員長として、また館林の医療事務組合の副議長として、今現在やっております。

○12番 小沢泰治議員 皆さん、こんばんは。前原4区の小沢泰治と申します。現在、町議会では産業福祉常任委員会に所属していただきまして、委員長を務めさせていただいております。事務組合では、太田市外三町広域清掃組合の議員として、邑楽町から議長とともに行っております。今、太田市外三町広域清掃組合の清掃施設を建設中でございますので、ぜひ太田のほうへ行かれましてらごらんになっていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○4番 黒田重利議員 皆さん、こんばんは。16区藤川から選出された黒田重利と申します。どうぞよろしく願いいたします。所属委員は、議会広報委員会の委員長をさせていただいております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○8番 塩井早苗議員 改めまして、こんばんは。光善寺の15区から出ております塩井早苗です。きょうはお世話になります。よろしく願いいたします。

○2番 佐藤富代議員 皆さん、こんばんは。佐藤富代と申します。行政区は、11区谷中蛭沼です。新人議員です。今、一生懸命勉強させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○1番 島田時男議員 皆さん、こんばんは。行政区は29区です。新人議員です。所属は産業福祉常任委員と広報委員を仰せつかっております。よろしく願いいたします。島田時男です。お世話になります。

す。

○司会 ありがとうございます。

4. 議会報告

○司会 それでは、これより議会報告に移らせていただきます。

①としまして、町長と議会の関係と役割について、議会議長、神谷長平より説明させていただきます。

○神谷長平議長 それでは、司会のほうからご指名がございましたので、邑楽町議会の役割と町長との関係ということで、資料1の説明をさせていただきたいと思いますが、これを朗読すればいいのですけれども、全体的な状況ですので、途中からの朗読とさせていただきますが、選挙で代表者を決めて話し合っ、この代表者は町長と議会ということですが、これが二元代表制の始まりですが、まず邑楽町議会は14人の議員で構成され、町民の要望、意見等を町政に反映させるため、予算や条例などを話し合っ決めていくところで、町議会を「議決機関」といいます。また、予算や条例などを話し合っ決めていくところを、町の議会の「議決機関」といいます。また、町政を監視するという責務もありますが、一方では決まったことを実際に進めていく町長を「執行機関」といいます。議会と町長は、対等な立場で牽制し合い、協力し合っ町の発展のために活動をしているところでございます。

その下に三角のグラフになっておりますけれども、町民、左側が議会、右側が町長。議会につきましては、町民の皆様選挙で選出されております。同じく町長につきましても、選挙で選出されております。議会と町民の関係につきましては、町民の声を聴取、説明責任ということで、議会は町民の皆様に意見を聴取しながらその結果の説明をしなければならない。町長におかれましても、行政サービス、説明責任ということでなっておりますけれども、町議会と町長との関係ですが、町長は予算、条例、政策などの立案と提案をします。町議会は、町政の監視ということで、条例、政策立案、提案、予算、条例、政策などの調査議決を行うものでございます。

議会に与えられた権限でございますけれども、これはあくまでも議員個人ではなく議会に与えられた権限ということで、6つの権限がございます。その四角の中でございますけれども、議決権、条例の制定、改正、廃止。予算の決定。決算の認定。主な契約の締結など。

選挙権、議長、副議長、組合議員などの選挙を行います。

同意権として、副町長、教育長、監査委員などの選任や任命に同意するか否かを決定します。

審査権、請願や陳情などを審査する、調査でございます。

提出権、議会の意思を決定し、国、県、町などの関係行政庁に意見を提出するものでございます。

調査権、議会で決めたとおりに町が仕事をしているか調査をする権利でございます。

これらが町と議会との関係でございますけれども、説明にかえさせていただきたいと思っております。

○司会 ありがとうございます。

②としまして、邑楽町議会の概要について、初めに議会構成について、議会議長、神谷長平より説明させていただきます。

○神谷長平議長 議会構成につきましては、資料2をお願いをしたいと思いますけれども、議会のほうにつきましては、本会議がございますけれども、これらは議場において、議員全員で議案などを審議する会議のことでございます。これらの定例会が、3月、6月、9月、12月と開かれるものでございますが、3月につきましては予算審議、9月に開催されますのが決算審議ということで行われておりますけれども、また必要に応じたときには臨時議会が開催されるような状況になっております。また、行政全般に関する一般質問等も行われます。

本会議の中におきましては、この下に議会運営委員会、それと常任委員会。常任委員会につきましては、総務教育常任委員会と産業福祉常任委員会。それとまた、協議を行う報告の場ということで全員協議会、これは議案と報告などの議員相互に関する行政と執行部の協議を行うものでございます。

また、特別委員会も、特に必要があると認められたときは議会の議決にて設置することになりますけれども、現在では邑楽町については設置されておられません。過去設置された例につきましては、中央公民館の特別委員会、それと学校給食の特別委員会等が設置された経緯がございます。

それから、議会広報委員会。議会だよりの編集、発行でございますけれども、これらの詳細につきましては、各委員長のほうから報告をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○司会 次に、各委員会の役割について、各委員長が説明いたします。

初めに、議会運営委員会委員長、松島茂喜より説明させていただきます。

○7番 松島茂喜議員 私のほうからは、議会運営委員会について説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、同じ資料になります。資料2をごらんいただきたいと思いますが、上段の右側のほうに議会運営委員会とありますが、この委員会の定数を6人で行っております。この6人の内訳といたしますのは、この後説明がございしますが、常任委員会を2つ設けておまして、その各常任委員会の正副委員長、それからそれ以外の委員の方から1名ずつ、合計6名ということで議会運営委員会を構成しております。

そして、この議会運営委員会の役割といたしましうか、主な仕事の内容ですけれども、これはまず1つは議長の諮問機関としての位置づけがされております。議長が、ある議会における問題等について、この議会運営委員会に意見を尋ねるということでございます。例といたしましては、きょうここで開催をさせていただいております議会報告会もそうなのですが、議会改革に向けて検討するよというということで、去年の、無投票になりましたけれども、改選後、間もなく5月27日の日に議会運営委員会に対して議長のほうからそういった諮問がなされました。そういうことについて協議をしていく場ということでございます。

それから議会運営を、ここにも書いてありますとおり、円滑、効率的に行うために設置をさせていただいておりますが、どういうことかと申しますと、会期中における議事の日程ですとか、一般質問の通告者ですとか、そういった順序を調整したり整理したり、そういったことを事前にこの運営委員会を開いて決めているということでございます。そういった内容が、大まかな内容にはなると思います。もし、また質疑の中でお答えできることがあれば、お答えをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○司会 次に、総務教育常任委員会委員長、大賀孝訓より説明をさせていただきます。

○5番 大賀孝訓議員 お手元の資料のやはり3ページのほうに載っております。

私ども常任委員会の委員といたしましては、よく皆様テレビなどで、衆参の予算委員会なんていうのをテレビで見ているかと思いますが、ああいったことを想像してもらえば結構かと思いますが。定数は7名で構成されております。主な所管課としては、総務課、企画課、税務課、住民課、会計課、学校教育課、生涯学習課の7課を担当しております。よく議会といいますと、本会議で誰か代表に立って質問するようなイメージだと思うのですが、常任委員会はその以前の段階として、より細かな説明を各課から議会に説明をしてもらい、それを議会の中でまた改めて細かな質問をしたり質疑をしたりしながら、中身を検討して進めていくというような仕事になります。大変重要な委員会でございますので、今後ともよろしく願いをいたします。

○司会 次に、産業福祉常任委員会委員長、小沢泰治より説明させていただきます。

○12番 小沢泰治議員 小沢泰治です。お世話になります。

それでは、今総務教育委員長のほうから大まかについてはお話ありましたが、産業福祉常任委員会という委員会がありまして、議員14人のうち7人が所属しているわけです。その中で、私、委員長を仰せつかった小沢泰治ですが、産業福祉常任委員会の所管としますと、都市建設課、農業振興課、その中のまた農業委員会、商工振興課、健康福祉課、子ども支援課、安全安心課、この各課を担当しているわけですが、主に直接皆さんに関係のあるようなことが多い委員会でございます。皆さんの意見をお聞きしまして、またそれを町に反映させていく。

そういうことで、7人の委員努力しているわけですが、主なものといいますか、こんなものというので挙げてみたのですが、産業福祉常任委員会は結構多岐にわたりまして、読み上げてみますけれども、お聞きください。道路、河川、排水路等の整備とか維持管理、公営住宅の運営、また都市計画について、公園及び緑地、皆さんの本当に身の回りのことが多いわけですが、あと農業の振興、商工業の振興、観光の振興、消費者行政、農業委員会、農地を宅地に変更するとか、そういうことですね。水道事業の運営、下水道事業、そして社会福祉の振興、老人福祉対策、児童福祉対策、障害福祉対策、福祉施設等の運営、環境衛生、公害対策、ごみの処理対策及びし尿処理について、交通安全及び防犯対策、消防、防災対策、健康管理対策、介護保険事業等、本当に多岐にわたっているわけですが、全てが皆さんの身近な問題でございます。どうぞいろいろありましたら、ぜひ要望等い

ただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会 最後に、議会広報委員会委員長、黒田重利より説明させていただきます。

○4番 黒田重利議員 議会広報委員会委員長の黒田でございます。

3ページ、資料2の右下のところにあるのがそうでございます。議会だよりというものをつくっているのが議会広報委員会でございます。1年生議員3名、2年生議員3名、計6人で頑張っておっております。可決された議案、一般質問、今回は10人の方の一般質問をまとめております。それと、直接町民の皆様と協力していただいている「休憩室」、「わたしのふるさと」等を皆様からお聞きをしたのを載せているということでございます。わかりやすい、読みやすい、議会になじみのあるようなことを載せていきます。皆様に親しまれるいい便りをつくりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 ③といたしまして、議員定数と報酬について、議会運営委員会委員長、松島茂喜より説明させていただきます。

○7番 松島茂喜議員 それでは、この件につきまして、私のほうからご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料かわりまして、ページがかわりまして4ページになります。資料の3-1、それから裏面になりますが、5ページの資料の3-2、この2枚につきまして私のほうからご説明をさせていただきたいと思ひますが、まずは資料の3-1をごらんいただきたいと思ひます。資料の3-1は議員報酬と、それから町三役の給与の比較対照表という表題にはなっておりますが、参考までに三役の給与も載せさせていただきました。まずは議員のところからご説明をさせていただきますが、一番左側の一番上段になりますが、議員というところがあるかと思ひますが、俗に一般議員、役職がないという一般的な一般議員の報酬の月額が22万7,000円ということでございます。これに12カ月を掛けた数字が隣にありますように272万4,000円、そして右側になりますが、期末手当の年額が121万2,180円、総支給額といたしまして393万6,180円、年間ということでございます。ここから所得税のみが差し引かれて、口座には346万818円ということに、振り込まれる金額がこういうことになっております。

そしてまた左側に戻っていただきたいのですが、2段目には委員長の報酬がありますが、23万2,000円ということ。これは計算すればわかるとおり、5,000円委員長のほうが高いということになります。それから、副議長が25万円、そして議長が32万8,000円ということでございます。

それから、ちなみになのですが、参考までに町長、副町長、教育長、この三役についての給料は数字のとおりとなっているわけでありませぬ。

そして、ちなみにちょっとわかりづらい部分があるのですが、町長それから副町長、教育長については、右側の退職金という欄に数字が記載されておまして、議員のほうは斜線が引いてあります。議員のほうは、この退職金という制度がございませぬので、これはありません。

それから議員年金、これもちょっとよく聞かれることがあるのですが、これは2011年に地方

議員の年金制度が廃止になりまして、今はその年金もございません。過去は3期12年継続して議員をやると、65歳から年間約96万円ほどの年金が支払われたということなのですが、現在は廃止をされているということでございます。

それから、その報酬のほかに政務活動費、過去では政務調査費と言われておりましたけれども、この政務活動費につきましても邑楽町議会にはございません。県内の町村の中で、あるのは大泉町のみということでございます。ちなみに、金額は年間15万円というふうに伺っております。

それから、そのほか費用弁償等のこともあるのですが、これも実質日当と呼ばれるようなものなのでしょうけれども、そういったものも現在のところ、私どもは何かの議会以外の会議に出たりとか研修に行ったりとか、そういうことも日当としての手当、費用弁償等ということではいただいている金額はゼロということでございます。

それから、3-2、裏面をごらんいただきたいと思います。これは、町政施行してから、昭和45年度から現在に至るまでの報酬の推移表、また人口の推移が掲載をされておりますが、現在の報酬は先ほどご案内いたしましたとおり22万7,000円ということでございます。この報酬になったのが、ちょっと字が小さくて大変申しわけないのですが、平成10年度から22万7,000円に、21万4,000円から変更になりました。この報酬の金額が、約20年余り続いているということでございます。

そして、定数に関しては、当初ごらんいただければわかるとおり、昭和40年代におきましては、昭和61年度までですか、これ26名おりました。それから少しずつ減らしてきてまして、現在のところ14名ということでございます。全国的に議員の定数を削減しているという傾向はどこでも一緒なのですが、その背景にはやはり人口が減少しているということもありますし、経費的な部分、こういった部分を削減しなければならないだろうという町民の皆さんの声が強いということで、報酬の減額ということではなくて、定数を削減して対応させてきたということであろうかと思っております。

それから、この議員報酬なのですけれども、誰が決めるのかというところの疑問もあるかと思っております。これは簡単に申し上げれば、議員が自分の給料を決められてしまうのです。議員がというより議会ですね。議会で条例で決めておりますので、例えば極端な話、月額100万円にしようと思ったら100万円になってしまうという、賛成多数で通ればですけれども、そういったことで自分の給与は自分で決めているというのが現状なのですが、ただ一般的には町長の諮問機関になっております町の邑楽町特別職報酬等審議会というが臨時に招集されて、その中でまずご検討いただいて、町長のほうに答申をしていただいたものが、晴れて町長のほうから議会のほうに議案として提出をされて、それを採決して決めるというのが一般通例的な順序になっております。

私のほうからは、定数とそれから報酬に関しては以上でございます。また質疑の中で何かありましたらお受けしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 ④といたしまして、アンケート調査結果報告について、議会運営委員会副委員長の原義裕より説明をさせていただきます。

○9番 原 義裕議員 皆さん、改めましてこんばんは。司会のほうから仰せつかりまして、報告させていただきます。ちょっと風邪ぎみなのでお聞き苦しいところがあると思うのですが、それをご容赦いただければと思います。

過日行われました議会改革を目指す一環として、議会アンケートを皆様にお願ひしました。結果につきましては、既に12月のおうら広報で皆様のお手元に配布されていると思います。再度ご報告させていただきますということで、お願ひします。

今回のアンケートにつきましては、初めてということもあり、不備なところが多々あったと思います。例えば、1家庭に対して1通のみだったというふうなこともありまして、このアンケートについては全体で約25%ですか、の回収率ということで。

〔「29です」と呼ぶ者あり〕

○9番 原 義裕議員 済みません、ごめんなさい。29%ということで、ちょっと低調かなというふうに思っているのですが、ご了承いただければと思います。

それから、議会及び町の動き、業務執行に関心がないと答えた方が多く見られました。それは生活に支障がなく、平穏な家庭が守られていたからだというふうな形で考えております。

議会と議員について、これにつきましては議会の運営や役割は理解されているが、議員とのつながりが非常に薄く、意見交換もできず、町とのパイプ役、調整役になっていないと思われることが考えられるというか、あります。

それから、今回のように議会報告のかかわりを基本条例として制定し、議員の役割と使命を明確に要望されたようにも思われております。しっかりと議会運営を執行するには、議会の活動と、慎重に審議ができる環境を整えるということが、これも理解されるかなというふうに思っております。

最後に、17番についてなのですが、議員になりたくないと答えた方が多くありました。また、この問いにつきましては、意見が多く反映されているかと思いますが、これらをやはり参加型の政治を目指すということが、皆様の声を反映し、納得いくまちづくりが必要ではないかなと。しっかりとした選挙を行っていくことが必要ではないかなというふうな形で理解しております。

このようなことで、雑駁でございますが、ご報告させていただきます。ありがとうございました。

○司会 以上で議会報告の説明が終わりました。

5. 質疑応答、6. 意見交換会

○司会 これから質疑応答に入りますが、質疑応答の前に皆様にお願ひがございます。発言に当たっては、挙手をしていただき、行政区とお名前を述べていただき、その後に意見をお願いいたします。ご意見、ご質問は1問ずつ行っていただき、また多くの方に発言いただけるよう、発言時間や質問回数等については、こちらの指示に従っていただきますようよろしくお願ひいたします。質疑については、ただいまの説明に対しての質疑とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑に入ります。どなたか質疑ありますか。

後ろの方。

○参加者 24区のイワサキですけれども、先ほどのアンケートに対して、みんな関心がないから町のほうは誰も平和というのはちょっと違うかなと思うのです。みんな問題を、まずこういう問題があるということを大多数の方が知らないのです、それを議会としてはみんなにわかるようにもっと教えていただいたほうがいいと思うのです。それは、今後はそういうことは、議会のほうでこういう問題があったと、みんなにわかるように教えてはいただけるのでしょうか。

○司会 原義裕議員、お願いします。

○9番 原 義裕議員 ただいまのご質問につきましては、確かにそういうふうな説明責任とか、説明をする必要があるというふうには感じております。今回につきましては、言いわけではございませんが、非常に初めてなことでございますので、いろんな問題が出てくるかなというふうには思っていました。ただ、問題等についてはいろんなものが出てくるので、その対応については今後いろいろ見直して、皆様のご意見いただいて改善をしていくというふうな形で前向きに考えております。

○司会 答弁が終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

○7番 松島茂喜議員 ちょっといいですか。

○司会 では、松島議員、お願いします。

○7番 松島茂喜議員 私のほうから、ちょっと補足的なことになろうかと思いますが、説明をさせていただきたいと思います。

今のご質問者の言われるとおり、平和だから関心がないのでアンケートの回収率が低かったというのは、これは私も正直な話、間違いだと思っております。原因はさまざまだと思いますけれども、まずは私たち議会が、また議会議員がこれまで議会で行われてきた審議の内容や、また決まったこと、それら町民の皆さんがどういったことを望んでいるのだという、そういう意見聴取、そういったものを積極的に行ってこなかったと、確かにそういった事実がございます。そういったことで、町民の皆さんと、それから我々の議会との距離が非常に広がってしまいました。そういったことが起因されているのかなというふうにも思います。

ただ理由は、もちろん原因はさまざまであろうかと思っておりますけれども、無投票という選挙結果も先ほどお話をしましたが、そういったことも受けまして、私たち議員がどういったことをやっていくのか。議会として何を目指していくのか。そういったことが、非常に無投票選挙でわかりづらかったものですから、議会改革を議長のほうから進めるようにと、検討するよというということで、今議員一丸となって進めさせていただいております。今後こういった機会をできる限り多く設けさせていただいて、そして皆さんの声を頂戴し、町政に反映させていきたいというふうに考えております。大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

はい、お願いいたします。

○参加者 34区、区長をやっていますワタナベです。

きょう議会報告会と意見交換会ということで、すごくうれしいです。そして、よく話聞いていたら、いろんな委員会なんて、ちょっと間違いかもわかりませんが、ちょっと聞きたいのです。私、明野の区長をやって5年なのだけれども、その前からずっと安全安心課ってあるのだけれども、普通安全安心課といったら、そこへ行ったら安心で安全なのだよ。違いますか。誰でも安全安心課といったら、そこへ行ったらもう何でも解決して安心して暮らせるのが、町長も言っているけれども、そうなのだよ、本当は。だけれども、この前からずっと行っても何も安心でないのだよ。だから、名前を変えてほしいの。それか、変えられなかったら、どういうことが安全安心課でできるのか、これをわかるようにしてもらいたい。

行ってもね、電話かけてね、全然もう対応してくれない。そして俺が文句言ったら、泡食って課長とか飛んできて、済みませんでした。そして言えばね、この前も課長が来たのね。そしてね、あれなのだよ、名前変えろと言ったら、町長に言ってくれと言った。今度、来週区長会あるから言おうと思ったのだけれども、今回こういう会あったから、やっぱり私、明野区長を5年やって、一生懸命やっているのだよ。木も切ったり、今病気になったから、もうできないのだよ。だから、やっぱり安全安心課というのは邑楽町の人、誰が見てもここへ行けば何か解決してくれるだろうと、必ず。相談に乗ってくれるだろうと。そういうのがやっぱり安全安心課という名前でもらいたいね。

千葉にもね、何でもやる課ってあるのだよね。何でもやってくれるのだよ。蜂がいたら駆除してくれたり、やっぱりそういう何か本当に邑楽町のことを考えたら、そういうきちんとしたところがあってもいいと思うのですよ、できなくても親身になって相談してくれるような。だから、ぜひ議員の皆さんもこれ聞いて、そういう町にしてくださいよ、口ばかりでなくて本当に。困っている人いっぱいいるのだから。これやったらね、もっといい町になるのだよ。よろしくお願いします。

以上です。

○司会 ありがとうございます。貴重な意見しっかり受けとめましたので、今後行政にまた伝えたり、また我々も勉強して、皆さんの期待に応えるよう頑張っていきたいと思います。

議長のほうから何か。

○神谷長平議長 大変貴重なご意見ありがとうございます。これから議会のほうとしましても、町のほうに早急に話を進めていって調査研究をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいです。

○参加者 期待していますから、お願いします。途中で終わらないように。

○司会 しっかり受けとめました。ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

はい、お願いします。

○参加者 済みません、10区のニイムラと申します。

ちょっと先ほど議員の報酬の件でお話があって、私もちょっと腑に落ちないなというところがあります。そこは、話の中で議員定数が少ないです。給与自体も少ないです。この話を聞いていると、給与とか議員定数を減らすことによって予算をとっていない。だから、何か議会議員の皆様が活動できないから、逆に町民とかの意見とかを聞いていないのではないかというふうにしか捉えられないですよ。結局給与とか議員定数とか、ここの邑楽町がすごく皆さんが住みよくていい町になってくれば、別に議員さんの給与だって上げたっていいし、定数だってそれで人が必要になればいいと思います。ただ、今の何か話を聞いているとそれができないというのも、最初から諦めてしまって、結果的に議員の定数だ、給与の面だを少なくしているから仕方ないよねと言っているような気がします。

先ほど区長さんのおっしゃったとおり、私の10区でも結構町の役場の方に話に行ったという住民の方いらっしゃいます。でも、やっぱり相手にされないと言っているのですよ。こんなことはできない、予算ないから、お金ないから。それをやはり我々も議員さんに訴えて、そうではないのだよというのを町の役場の人、金子町長に意見していただきたいと思っております。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

では、松島議員。

○7番 松島茂喜議員 まず、定数と報酬の関係ですが、私のほうから説明させていただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。

質問者の方が私の説明を聞かれて、定数も少ない、それから報酬も少ないというように、だからもう仕方ないよねみたいな、そういった雰囲気につえられたのだとしたら、それは私の説明が悪かったということで、おわびを申し上げたいと思うのですが、実際にはそういったことを訴えるのが目的で、この定数や報酬の件を私のほうから説明をさせていただいたということではございません。

簡単に申し上げれば、もちろん高いと感じる方もいらっしゃれば安いというふうを感じる方もいらっしゃれば、さまざまだとは思いますが、本来当然ご承知のとおり私たちがいただいている議員報酬というのは血税です。全て税金から支払われているということですから、当然町民の方々からすれば、今私たちがいただいている報酬に見合う分だけの仕事はしてくれよと、当然そういった思いを持たれていると思います。そして、その見合った仕事をしているか、していないかを判断するのも、もちろん住民の皆さんだという認識は私も持っております。

そして、ちょっと極端なお話になるかと思うのですけれども、私も実際にもう3期目になりますが、長年やらせていただいている感じるのは、議員というのはそもそも名誉職なのか、それとも専門職なのか、どっちなのだと聞かれたときに、私は非常に今答えることができません。というのは、ちょうど中途半端というような状況にあるのかなと思います。と申しますのは、数が多く議員の方が26名最

大のときでしたが、そのころと時代も正直な話変わってまいりました。非常に議員の役割も、当然それに伴って変化をしています。行政の事務も複雑化していきますし、町民の皆さんのニーズも高まってきているという中で、当然議会議員の役割や、それから活動の内容も、これは変化していることは事実です。そういったことで考えれば、果たして名誉職的な仕事でいいのかというところにも疑問符がつくと思います。

逆に専門職ということで捉えるのであれば、これは今の議員報酬の報酬だけの収入で生活をしていくというのは、正直不可能に近いと思います。現に今14名議員おりますが、年金も含めませうけれども、その他の収入があって生活が成り立っているということです。議員の報酬だけでちょっと生活するには、この表を見る限りわかっていただけだと思うのですけれども、手取りで所得税だけ引かれて340万円程度なのですが、そこから町県民税、それから国民健康保険税、それから年金、そういった公的なものを支払い、そして政務調査費ございませうので、そこから自分で全て調査するための費用は捻出していくということでありませう。

先ほど質問者の方が、少ないと言っているような話だというお話を伺いましたけれども、実際にはそういった内容になっているわけですが、これが今の現状が高いか安いのか、その判断はそれぞれの町民の方々がしていただくしかほかにないです。それをこういった場で、どんどん意見としておっしゃっていただいて、それを参考に、今後また減額するのか、また増額するのか、現状維持でいくのか、そういったことも含めて協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

お答えになったかどうかわかりませうけれども、以上でございませう。済みませう。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかに。一番前の方。

○参加者 座ったままでよろしいですか。

○司会 はい。

○参加者 24区の区長のワタナベでございませう。先ほどのワタナベさんより、ちょっと私は丁寧にしやべりませうから。

質問ではないのですけれども、今議員の定数、それから報酬の関係出ましたけれども、普通の議員さんが340万円。350万円に達しない。それから、それに町県民税だの、そういうのを引かれればもっと減っているわけですね。家族がいればとても、ちょっと生活が不可能ですね。かすみ食って生きていくわけにいかないの、これは私も少ないと思います。ですから、平均的な報酬に上げていいと思いますよ。ただ、家族で収入がある家と、奥さんが専業主婦だと、これは収入が変わってしまう。そうすると、家族で働いていて、家族の収入が極端な話1,000万円もある。議員だけの報酬を見たのでは、少ない、少ないと。上げてみたら、家は蔵が建ってしまったと、家はやっとこれで生活ができるようになったと、こういう差が出てしまう。

結局貧困だの何だのという話になると、相対的なものなの、絶対的な貧困というものもあるかも

しれないですけども、相対的に俺は500万円になってよかった、隣の家は1,000万円になってしまったという、家は500万円足りないよと、こういう話になるので、報酬を世帯の総収入、こういったことで所得制限ではないですけども、それでそういったものがない、副業というか、事業をやっている議員さんもおられると思うのです。そうすると、そういう収入もあるわけです。サラリーマンの方がやめて、議員になれないよ、これはね。とてもなれない。だから、そういった人には手厚くやる。それで、世帯の収入がある程度超えれば、これは減額すると。そういう柔軟性を持っていかないと、上げるときは一律です、下げるときも一律です、こういうのだとなかなかうまくいかないのではないかなというふうに私は思っております。

確かに今、話が出ました。これだって高いよと。よく我々も耳にするのですけれども、あの議員なんか何もやっていないじゃないかと。いつもスナック行くといろいぞとかね、あんたも行っているのかなんて、ああ、そうだ、俺も行っているけどなんていう、そういう話も聞きます。

あとは、議員さんになるきっかけはいろいろあると思いますよ。今回は、定数を2人ほど減らすという話が出ました。私と何人かの区長は、それはいかがなものかと。慎重に考えるべきだという話もしました。これはなぜかといったら、余り定数削減したら、なおさら出る人いなくなってしまうのではないかと。だから、もう少し枠を広げてやれば、もう少しふえて選挙戦になるのではないかというふうに期待をしていたのですけれども、結果的には静かな選挙で終わってしまった。選挙カーが回ってこなかった。普通は、必ず4年に1回回ってくるのですね。誰々ですけども、お願いしますというのが。そういうのがなかった。太田のほうのある国会議員の話は、よく街宣カーみたいなのは通っていましたが、町の議員さんの街宣カーはちょっと聞けなかったというふうに思っております。

それと、定数の関係は、やっぱりこれも全国的に人口が何人だから何人にしろだとか、そうすると右へ倣えでどんどん、どんどん減らしてきてしまったのですね。ただ、邑楽町は30平方キロもある中で集落が分散している中で、やっぱり人数を減らせばいいというものではないと思います。だから、そういったことで報酬は考えればいいのではないかと。

それと、今回ちょっと皆さん耳が痛いかもしれないですけども、選挙がなかったわけですから、そういったときは選挙にかかったと思って、1年間100万円ぐらい減らすよと。そういう発想でいかないと、それで選挙があるときを考えれば報酬を上げたって、まあしょうがないかというふうになるのではないかなと、こんなふうに私はちょっと思います。これは単なる意見で、今イエスかノーか、はっきりしてもらおうと、そういうことではないですから、ちょっと参考にさせていただければと、こんなふうに思います。

○司会 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

○参加者 新中野のウメダと申します。よろしく申し上げます。

この質問は合っているかどうかなのですが、資料1番のところ、町民、町議会、町長と説明を聞

かせていただきましたが、町議会と町長のところで、町長からは議会に対して予算、条例、政策などの立案と提案がされて、議会のほうは町政の監視という立場で、同じく条例、政策の立案、提案というのがあるわけですから、条例というのは両方でもつくれるということですね。それに加えて、予算、条例、政策などの調査議決とあります。

その中でちょっと聞きたいのですけれども、私が小学生の子供たちと一緒に学校に安全見守りということでボランティアやらせてもらっているのですが、冬はちょっと少ないかもしれないですけれども、春、夏、秋、通学路に犬のふんが落ちているのです。それで、役場のほうにも聞いたのですけれども、ふんを見つけたら罰金が、過料3万円というようなことがあるのですけれども、そういうことの収支がありますかと聞いたら、全くありません。日本や世界に誇るようなすばらしい条例なのだけでも、何ら役に立っていないのではないかと。議会でこれ調査しているなら、当然話題に上っていたかもしれないのですけれども、私たちが子供の通学路に犬のふんがあると、子供は嫌うし、教育にもよくない。大人はこんなことをやっているのかと。ましてや学校のすぐ校門間近のところで見つかったことがありました。そういうことなら、なおさら学校側でも、子供たちが一番集まるところにそういう不心得な大人がいるということなので、どうしたらこれがなくなるのか。ぜひ改正を含めて、次回検討していただきたいと思います。

以上です。

○司会 神谷議長。

○神谷長平議長 ご意見まことにありがとうございます。今、町の議会でも、その辺が一番弱い点がありますので、議会の基本条例を作成した中で対応を考えていきたいと思っているのですが、確かに家の西のすぐ道にも犬のふんがあります。嫌だなど。自分の家のかいどうのところにやられていくのですね。立て看板が立っています。でも、片づけないです。ですから、そういう状況については今後進めた中で、先ほども常任委員会のほうの紹介をさせていただきましたけれども、例えば今の犬のふんでいうと安心安全課ですから、産業福祉常任委員会が担当になるのかなど。その委員会の中で、そういう細かいのを協議して調査する。そういう議会改革をしていきたいと。基本条例つくって対処していきたいと思っていますので、もう少し時間をいただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○参加者 よろしくをお願いします。

○司会 よろしいですか。

ほかにいらっしゃいますか。

○参加者 座ったままでお願いします。きょうは議会の皆様、議員の皆様、本当にご苦労さまです。時間外に。

○司会 区はどこでしょうか。

○参加者 行政区は33区、モリと申します。

本当にご苦労さまです。きょうは遅い時間に、皆様方がこうやって町民の皆さんと意見交換をされるということは大変有意義なことだと思います。それと、きょうの議会の中では資料の中のみということだと思うので、きょうの資料の中のみで質問させていただきます。

まず、資料の中のアンケートの中で13番、邑楽町議会基本条例というところがありますね。これ基本条例がつくられたのは今から10年ほど前、夕張市が破産しましたよね。そのときに、隣の栗山町が、これはいかぬ、あんなになっては困るというので議会条例をつくろうということをつくったのが議会条例なのです。群馬では隣まち、桐生かな、つくられている。議員の皆さん方は、町制施行50年だと言うけれども、この議会条例がない中でやってきたと思うのですよね。もしこれ議会条例がないと、今までのような活動とか、これができなくなるからとかという、どういう議会条例をつくろうとしているのか。そういうことは、これは見えていない。だから、半分ぐらいの方は、よいと思うということにアンケートはとられている。それから、半分以上の方は、知らない、わからないとなっているのです。これ無理ないと思うのですよ。この議会条例がどういうふうにしてつくられたか、どういう経緯を持っているか、どういう発効、効力を持つのか。そういうこともまだわからないから、このアンケートの中ではそういう答え方をしたのではないかなと、こう思うわけです。

もう一つは、17番の議員になりたいかとかというの、これ議員の皆さん方は坂本龍馬と同じで、町をよくしなければならぬのだということで議員さんになった方ばかりだと私は思います。議会傍聴をさせていただいて、こう思います。もしこれ議員にあなたになりたいかと言って100人ぐらいの方がわっと押しかけたら、これ收拾つかないですよ。ですから、こういう質問というのは、やはりもっと、あなた議員になりたいかと、そういうことではなしに、議員さんに要望することはないのか、こういうような質問等を変えなければ、あなた議員さんになりたいかと、これはちょっとアンケートとしてのつくり方に問題がある。

ですから、わからない、わからないというのが随分あるのですね。これは無理ないですよ。わからないというのが本当なのです。きょう初めて見た。皆さん方の議員報酬を見て、ああ、これが皆さん方の議員報酬かなと思って、私、区長を6年やりましたけれども、初めてこれを見たのです。初めてなのです。だから、一般の町民の方はほとんど知らない。私たちは、この報酬について云々ということはありません。これは、これの報酬に値する皆さん方は働きをしていると、私は日々そう思っています。そういうことで、議会傍聴をさせていただいています。今後とも頑張ってください。よろしくをお願いします。

○司会 ありがとうございます。

では、神谷議長、お願いします。

○神谷長平議長 ただいまは、またご指摘ありがとうございます。先ほどもお話が出ましたけれども、この条例、基本条例の内容がわからないということですが、これは皆さんの意見を聞いた中で、町に合ったような形の条例を定めていきたいと。これらが定まった段階では、今後また議会の議員の

活動も制約されてきますので、もう少し皆さんと意見交換をする機会ができるかなど。実際にそういう内容の説明もできるような状況に持っていきたいと思っていますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

それから、17番の国会議員、県会議員、町議会議員になりたいと思うか、そういう質問等でありませけれども、これらにつきましては今回町の町議会選挙がありましたけれども、定員が足りない。若い人がどういう考え方をしているのかなど。そういう形の中で設問表を入れさせてもらった形で、余りにもなる希望が少なければ、それなりにまた考えていかなくはならないかなという形の中で、一応今回は対応させていただいたものですから、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○参加者 ありがとうございます。大体お答えいただきましたので。

それで、この思わないというのは、どういうので思わないのかということなので、皆さんを見ているから思わないのか、やったら大変だから思わないのか。私は、この思わないという回答が、かなりやはり皆さん方に厳しい目を向けているということもご了承願いたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

〔前から4番目の方、最初から挙げてるんだけど〕と呼ぶ者あり〕

○司会 済みません。

○参加者 ああ、ようやく来ました。ありがとうございます。13区の鶉下のナカザワです。よろしくお願いたします。

私のほうで申し上げたいのは、先ほどから出る出ている部分もありますのであれなのですけれども、金がない、予算がない、人員がない、職員がない等々、いろいろ何かをお願いするたびにそういう返事が来る。これは本当だと。どこの市町村も、日本全国そうだと思うのですけれども、そこで一つ皆さんのアンテナをちょっと張っているかどうかお願いしたいのです。というのは、私この間NHKのBSでアーカイブスで見たのですけれども、わかりやすく言うと「あなたの隣の奇跡」、こういう番組があるのですよ。これは、わかりやすく言うと、人もいない、金もない、人材もないと思われていた村、地区、その他いろいろあるのですが、結果的に言うと、その番組はもう7つ、8つぐらいあるのですけれども、わかりやすく言うと、一番私すごいなと思ったのは岐阜県だったのですけれども、その県でワースト2の、小学生と中学生が試験やるではないですか、全国模試でしたっけ、あれ。あれが岐阜県ではワースト2位だったのですよ、その町は。ところが、5年かかってベスト3になったのです。なぜかという、そこは金もない、人もいないと思われていたのですけれども、人材がいたのですよ、結果的には。というのは、ある方のお嬢さんがアメリカから帰ってきたよと。何か定住するみたいだよもうということを知ると、すぐ訪ねて行って英語の先生になってもらうのです。それも無料で。町は場所だけ提供するのです。あとはボランティアで。あと、校長先生とかいろいろいら

っしゃるではないですか。職員のOBの方、定年後の方。そういう方に協力してもらったり、るるやった結果ベスト3になった。本当これはすごいですね。

あともう一つ、その町はまた別のところですけども、結構な高級肉がとれるのですよ。ところが、それを販売するに当たって全然ノウハウがないのですよね、生産者というのは。その町、ああ、村だったかな、その職員の方が東京に行ってシェフに、三つ星等々のところに行って説明して、買ってください、使ってくださいと、それを何年もやっていたのですけれども、全然効き目がなくて、ところがある1人のシェフの方が実際に使っていて、これはうまいということで、その方がその村に移住したのです。そうしたら、そこがグルメ村になったのですよ、ほかのシェフの方も移住してきて。ただ、そんなに何人もふえないので、村としてわかりやすく言えば村の若い人たちが外へ出ていかずに、そこに学校みたいなシェフのあれをつくって、それで教育ではないですけども、指導その他もろもろして、そうしたらそこもグルメ村になって十何店舗。逆に若い人たちが外へ出ていかずにということなのです。仕事が、それでできたのですよね。ほかから定住ではないですけども、人が集まってきてといった例が全国に幾つもあるのです。

ですから、先ほど申し上げた番組等々を見ていただいてアンテナ張ると、結構出ています。ネットでもそうですけれども、ですからそれを行政と役場の元皆さんと職員の方と、ちょっといろいろ考えていただいてやっていただけないでしょうかね。なかなかこういう話をするのもちょっと難しいと思うので、きょうちょっと方向違いかもしれないですけども、よろしく願いいたします。

○司会 神谷議長、お願いします。

○神谷長平議長 本当にご意見ありがとうございます。これからもなかなか議会のほうも、非常に皆さんの気持ちを聞いていると重いものがあるかなと思いますけれども、これらについても先ほどもちょっと触れましたけれども、基本条例を作成した中で委員会別に検討して、細かくその辺を調査して回答できるような体制を一日も早くつくっていきたくて思っていますので、その辺でご理解をいただけたらと思います。今の段階では、一応こういう話がありましたよというのは町に伝えられますけれども、町がどう動くかということを考えたときには、やはり議会として完全に実態を調べた中で町のほうに上げたほうが解決道が早いかなと思いますので、そういう方向に進んでいきたいと思っていますので、よろしく願いをしたいと思っています。

○司会 よろしいでしょうか。

○参加者 よろしく願いします。ただ、時間は余りございませんので、人口減少と、邑楽町も一番私心配しているのは、若い女性どんどん町外に出ていってしまっています。ですから、次の世代を産む方が、産んでいただける方が大変なものですから、その辺もう時間ございませんので、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

では、前の女性の方。

○参加者 26区のキドと申します。

資料2の常任委員会の中に産業福祉常任委員会とありまして、その中に農業委員会等があります。それでお聞きしたいのですが、私の住んでいるところで、小沢議員さんはおわかりかと思うのですが、バテレン橋から千代田足利線の道路の大信寺まで行く道の半分だけが道路が広がって下水もついて、それは農業委員会がやったから広がったのだという話を聞いたのです。私が住んでいるところは、両側はもう家がいっぱい、畑等はありません。そうすると、農業委員会等がやってもらえないわけですね。そうすると私、この町に来て40年以上たちます。それでも下水がないのです。道路もあのままなのです。車が通ると、ごみ出しに行くのによその家に入らないと通れないような細い道なのです。だから、もう40年も我慢していて、これから何年、私生きているうちに広がるのかしらと思うぐらいなのですけれども、何とかしていただきたいと思って、きょう伺いました。

以上でございます。

○司会 小沢議員。

○12番 小沢泰治議員 委員長の小沢ですけれども、近場でよくわかるのですが、あそこの拡幅というのは、私の家の西の家まであったのです。ただ、地権者がいらっしゃいますよね。それで、各家庭の敷地が狭いために、拡幅するのがいろいろ難しい面があって、その辺であそこまで、途中までしかになっていないのです。その向こうは農地とお寺とかあるので、農地についてはそれこそ農業委員会が入りこむこともあるし、そういうことで拡幅が簡単にできたわけなのです。あの東広がると、本当に役場に来るのにだって便利ですし、計画では広げるというのはあったわけですが、現在になっているわけです。

非常に住んでいる方にとしてみると、土地がなくなってしまうと家も建てられなくなる、あるいは車が置けないということなので、ちょっとご理解をいただければと思いますけれども、それについては前向きに町としてもやってみよう。

○参加者 それにつきましては、広がるのが嫌だという方がいる限り、できないということですか。

私もう70過ぎていますが、本当に生きているうちには無理ですか。

○12番 小沢泰治議員 これが難しいので、所有権というのを個人が持っていますよね。その関係で、地権者の同意が得られないとなかなか難しいのですよ。例を出しますけれども、中学校の裏の道もそうですけれども、あそこの場合なんかは道路を曲げて拡幅して、そこを舗装しました。それは個人の土地を、では家のほうなら広げていいよということで、それなので曲げてあるのですよ。そういうことです。

○8番 塩井早苗議員 実現する方法を提案したほうがいいと思います。

○12番 小沢泰治議員 実現……あの道をどうのということになると、実現多分不可能かと思いますが、敷地の関係で。

○参加者 掘ってしているところまでやるということはできないのですか。

○12番 小沢泰治議員 いや、それはある意味可能かと。

○参加者 何軒かあるのですよ。

○12番 小沢泰治議員 そこまでは可能かもしれません。

○参加者 ええ、そこまででもやってほしいのです。

○12番 小沢泰治議員 それは、ではまた議会としても町のほうに働きかけて進めるように、基本的には道路は6メートルないと本来はまずいのですね。だけれども、その辺心してお話します。

○参加者 はい、よろしく願いいたします。

○司会 神谷議長、お願いします。

○12番 小沢泰治議員 ちょっと続きでいいですか。先ほどの4番目の方の件なのですけれども。

○司会 ちょっと待ってください。議長のほうで話があるので。

○神谷長平議長 ただいまの質問なのですけれども、町の道路の町道の拡幅については、各行政区に土木委員さんがありまして、この方がその地区の地権者の同意をもらって町のほうに提出をされるのが基本的な事務の流れになっていますので、それらが実行されてこない町についても、計画をしてくれと例えば議会のほうで言ったとしても、地元の地権者の同意をもらっていないのだよということで行けないので、第1にその道路計画を先に出すとすれば、地元の土木委員さんに各地権者の同意書ももらって、それを役場に提出してもらうのが一番早道だと思いますので、その手順だけ踏んでいただいて、こういう状況になっているよといったときには議会でもある程度話が出せるのかなど。それが今の現状ですけれども、その辺についてはどのような状況で町のほうに書類が出ているのか、ちょっと今のところの見当がつきませんので、その辺については役場のほうの土木課に行って、どういう状況の書類が出ているか、ちょっと調べることにについては可能でありますので、調べてみたいと思います。

それで、その後、報告をさせていただきます。後で名前と電話番号だけちょっと教えていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかに。では後ろの方、白髪の方。

○参加者 7区のタケギシといいます。

先ほどと同じくやはり道路の件なのですけれども、県道の足利邑楽行田線の小泉線の踏切から中野小学校までは歩道がなく、大型車の通行が多いために危険で、安心して歩けません。道幅も余り広くもないので、手を伸ばすと大型車に届くぐらいのところを歩いています。また、この区間は通学路にもなっています。同じ県道でも、狸塚地区はもう大分前に歩道が設置されています。それとまた、同じ県道沿いでも田んぼの中とか畑の中を優先して歩道を設置しています。一番危険な小泉線の踏切から中野小学校までは、いつになっても後回しとなっています。

この区間は、30年以上前の都市計画の道路で、20メートル幅の道路にすることになっています。また、踏切も立体交差にすることになっています。踏切も計画とは違いますけれども、一部歩道をつくりましたけれども、それ以外の区間はずっと手つかずのままとなっています。なぜこの区間が手つかずかという、推測ですけれども、都市計画が立派過ぎて、対象面積が広くて費用が高額となるため、手つかずになっているのだと思います。

現状のままでは、生きているうちに都市計画道路が完成するとは思えません。立派な都市計画道路があっても、実施されないのでは意味がありません。県と相談しながら都市計画を縮小して、歩道のみの設置をお願いしたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

では、神谷議長、お願いします。

○神谷長平議長 ただいまのご指摘、私も足利邑楽行田線についてはよく知っております。確かに踏切を挟んで、前後歩道ができましたけれども、それから北の群銀ですか、の通りのところまでは歩道がございません。確かに危険は感じております。町のほうも、その辺については重々認識をしておりますけれども、これが足利邑楽行田線ということで県の事業主体となるわけですので、その辺については、今後きょうの意見交換の中でこういう話が出ましたということで都市建設課のほうにつないで、県に働きをかけてもらうようなお願いをしていきたいと思っております。そういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○司会 よろしいですか。

ほかに。それでは、3番目の方。

○参加者 24区のマスダと申します。こういう議会報告は大変いいので、今後ともぜひ続けてもらいたいと思っております。

さて、本題にちょっと入りますが、1点邑楽町は今、金子町長がこれで13年目に入ってまいりました。最初の4年間はいいとしても、残り8年何をやってきたのか。邑楽町がほかの町に力を持つてどうか、自慢できるのは何ですか、何かあります、何もないですね。話題一つない。この間、太田では温暖化ガスをゼロにすると市長が言っていました。あるいは大泉では、75歳までの人には、アイサイトのついている車には10万円の補助金をつけますよ。まさに邑楽町は話題の一つもない。

そこで提案したいのですけれども、どうか議員の皆さん、邑楽町はこれからの子供たちの教育のために、教育日本一の町になるのだという看板を掲げてもらって、町中何カ所かに張ってくださいよ。そして、分娩費もただ、保育園、幼稚園、何しろ中学卒業するまでは全額無料、それで修学旅行も無料。今、私もわかりませんが、修学旅行にちょっと家の事情で行けないという悲しい思いをしている子供がいるのかな。そういうことをしないで、町で見ましよう。ただし、資源の問題がありますから、今子供ができると出産祝だ、あるいは2人目が幾らだ、3人目が幾らだと、そんなものは全部廃止。それで、中学卒業するまではそういう形で、邑楽町は次の子供たちのために教育にかけます

ということをぜひお願いしたい。それが1点。

2点目として、ちょっと申しわけない。今回の町長選挙のときに、金子町長からいろいろマニフェストが出ています。この中に、農業のノの字も一つもない。農家の方はこれでいいのですかね。今、この間もニュースで会社が倒産をどんどんしていますよ。先月一番多かったのかな。後を継ぐ人がいない。従業員になってくれる人がいないから、会社はやめる。今、農家が全く一緒ですよ。後を継ぐ人がいない。もうどんどん、どんどんなくなっていってしまいますね。耕作放棄がいっぱい出ています。それで、この中に農業振興課、何やっているのですか。何をやっているのだと言いたいですよね。

それなので、今農家の人やっぱり食っていかなくてはならないから、自分の土地にソーラーを入れる。そうすると、今よく見てみると若い人はまだいるのですよ、何人か専業農家で。あの人たちが一つ大きく団体になって、大農場システムをもし展開しようとしたときに、ソーラーがあっちこちにできてしまうと大型農機が入らないという今時代になっていると思うのです。たまたま私もちょっと法事があって、家の裏の墓地を見たら、もう裏全面がソーラーになっていました。あれと思ったのだけれども、そうすると大型農地ができない。これはやっぱり制限をする必要があるでしょうね。考えるときが来ていますよ。それで、できるだけ若い人が農業を継いでいける、そういうシステムを邑楽町としてやってもらって、ほかの町に邑楽町を見に来てくれと、そういう町にぜひ展開してください。よろしくお願いします。

○司会 ありがとうございます。

では、ほかにいらっしゃいますか。後ろから3番目の方。

○参加者 22区のマスオと申します。

最近の町道の道路行政につきましては、子供さんやおじいちゃん、おばあちゃんが大変喜ぶような行政をしていただき、まことにありがとうございます。至らないところも見えますが、非常に喜んでおります。自分も孫が毎日長柄小学校へ通っていますけれども、大変よくできてありがたいと思います。縁石なんかもしっかりできていて、本当にこれから老人がふえている自動車におきまして、非常に安心して通える道だと思っています。

ただ、1点非常に残念なことがあります。都市建設課について、私は何回か道路の拡張について、道路の拡張前の基礎の幅、これをどのように特定しているか伺いました。現状を見てやりましたと。それで、現状ということはどういうことですか。道路というのは面積が法務局に載っているのですか、法務局に載っておりません。幅はありません。現状を確認してやる、そういうことでした。

私は、たまたま道路拡張に伴う筆の土地が、畑、宅地合わせて5筆ほどありますけれども、全部拡張部は太田法務局に載っている権利書の面積と全く違っております。これは、私は法務局に行ったり、あるいは群馬県のNHKの前橋放送局の近くにありますが土地家屋調査士協会のほうにいろいろ何回も行ってお伺いを立てました。それから前橋法務局に行って、それから太田法務局に行っているいろいろお伺いしました。そうしたら、境界を確定するときにおきましては、境界に対峙するところは必ず面

積をはからなければ境界は出ませんよと。邑楽町の場合には、境界を広げた段階で対峙する終点に対して測量は一切してありません。その結果、私の合計面積が、畳にして100枚以上足りません。これを都市計画に苦情に行きましたら、わかりません。県庁がやりましたから間違いありませんと。だから、判こを押せば、要するに測量をしなくてもオーケーだ、そういうことです。私は何回も行きましたけれども、相手にされませんでした。

それから、もう一点言いたいのですけれども、ある土地で測量がありまして、従前役場に勤めていたカネコさんという方が足利市で測量士をやっています。そのときの境界立ち会いの場で、町の都市建設課の若い職員が、私が判こを押さなかったら、「何で判こを押さないんだ、裁判でもやる気か」と恫喝されました。しかし、1回だけの恫喝ですから、私はその若い人の将来もあるし、名前も知っているし、顔も覚えていますけれども、絶対申し上げません。そういう状況ですけれども、これを皆さん、議員さんが全部いるので、これを私が間違っているかどうか。だから、土地の境界を確定する場合には、測量士さんが境界へ立ち会ってやるわけなのですけれども、現在の土地家屋調査士の方には邑楽町においても一部の方においては依頼者の付度に立って、例えば200坪あったとしても250坪ぐらいに測量して、隣の土地はあろうがなかろうが関係ないと。そういうような土地調査士は邑楽町にもおりますよ。これ名前言いませんけれども、そういう状況ですよ。

だから、私はせっかく立派な議員さんが14名もいまして、こういう現状をどう見るか。所有権の侵害だと思うのですけれども、どうなのでしょう。担当の先生がそこにいらっしゃいますから、ひとつ回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○司会 ありがとうございます。

では、小沢委員、お願いします。

○12番 小沢泰治議員 産業福祉常任委員会です。私のほうからお話しさせていただきましても、本来は隣地の了解をいただく。また、その区画内の全体の面積もはじき出して、案分で割るとか、そういうのがあるわけなのです。なぜそういうことになってしまったのか、わからないのですけれども、町のほうは議長、どうなのですかね。議長に振ってしまって申しわけないけれども。

○参加者 済みません。そのときに、百条委員会というのが行政の中にありますよね。私の担当のときはホソヤ先生がやっていただいたのですけれども、そのときに都市建設課に私の足りない土地の面積の図面も全部コピーして渡したのですけれども、それを持っていったら、都市建設課の一番偉い人が、予算がありませんと。所有権の侵害しているかもしれないのですよ。それで成り立つのですか。私も50年ぐらい不動産で飯食っていますけれども、免許も50年以上持っていますけれども、ほかに太田、大泉なんか土地、拡張を進めようとする土地を持っていますけれども、一平方メートルの危険もありませんよ。邑楽町は何で町民に対して苦勞をさせるのですか。測量もしないで、くい打てるのですか。そんなことはないと言いますよ。

○12番 小沢泰治議員 公道に挟まれた全体のを本来は出して、それで案分で、足らなければ足りない。

○参加者 そうです。先生がおっしゃっているように、案分とか幾つとか、10%足らなければ、大体10%だろうというあれだと思います。ですから、要するに足りないところを予算がないから関係ないですと、そういうことを言われるのです。もう14人の先生がいるのですから、もう県庁にもあれですよ。だから、私が自分ではかったわけではなくて、ウラノ先生とか、それからトノムラ先生、足利の、それと熊谷のホズミ先生とか、そういう測量士に全部はかってもらって足りないのです。全部教えますけれども、役場は測量もしないで官民のくいを打って、それで通るのですかと。そういう話ですよ。

○12番 小沢泰治議員 そうですね。目で見通してここだというのでやっつけてしまおうなんて、そういうのはあるのですけれども、今おっしゃっていることは当然で。

○司会 申しわけないですけれども、閉会時間が近づいてきますので。

○12番 小沢泰治議員 また、それについては都市計画のほうにも話をして考えてもらいます。よろしくお願いします。

7. アンケート記入

○司会 まだまだご意見を伺いたいところなのですけれども、閉会の時間が参りましたので、その前に7番目のアンケート記入というところがございますので、そこらに移っていきたくと思います。

このアンケート用紙、皆様のお手元に配付されていると思いますけれども、ここに記入をいただきましてお願いしたいと思うのですけれども、これは本日の議会報告の反省と、それから今後の参考にしていきたくと思っておりますので、ぜひ皆様のご協力をお願いしたいと思います。記入していただいたアンケート用紙は、受付に投函箱が用意してありますので、その中に入れていただきまして、お願いしたいと思います。また、鉛筆については回収をさせていただきますので、これもよろしく願いいたします。5分間時間をいただいておりますので、ぜひご記入をよろしくお願いいたします。

それから、まだ質問したいという方がいらっしゃいますので、もしよければこの後、閉会終わった後残っていただいて質問していただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

きょうは初めてのことで、また司会も質疑応答から何といたしますか、議会に対する意見、要望のほうに入ってしまいましたけれども、その区分けがわからなくて申しわけなかったです。今後、気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔次回、何か予定しているのですか〕と呼ぶ者あり〕

○司会 これが、このアンケート用紙をもとにまた検討していきまして、今後、年に1回か、あるいは2回か、その検討をこれからしていくところでございます。

8. 閉 会

○司会 それでは、時間が来ましたので、これで終わりたいと思いますけれども、皆様からいただいたアンケートをはじめご意見、ご要望をしっかりと受けとめて、皆様の声として行政にお伝えしていきたいと思います。

本日はご多忙の中、第1回邑楽町議会報告会・意見交換会にご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。大変にありがとうございました。

お帰りの際は、交通事故等に十分気をつけてお帰りください。本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。

◎ 閉会後の質疑応答

○司会 質問をされたい方はちょっと残っていただきまして、質問をお願いしたいと思います。

では、議員の方は、ちょっと着席をお願いいたします。

では、質問を受けますので、よろしく申し上げます。はい、どうぞ。

○参加者 24区のイワサキなのですけれども、外国人問題なのですけれども、外国人問題でも何点かあるうちの1点として騒音問題。もともとが自動車を置くという格好で持ち主から借りて、そういう話を受けて、私の家の裏なのですけれども、納得したのですけれども、実際は車の改造をし出したと。昼夜関係なしで、朝昼晩。そこは、そこの人に対して警察を呼び、役場に相談したのですけれども、何もないまま、何の対応もないまま、ある日その業者がいなくなった。そのなくなった理由というのが不法入国だった。

そうしたら、また今度別の外国人がその場所で借りて、同じように作業し出した。ちょっと作業が終わるなと思うと、軽油が入ったドラム缶を家の裏の建物の中に置いている。それが毎晩毎晩音がするのですけれども、軽油の用でたまたま私が見ているときがあったのですけれども、ドラム缶がその倉庫の中だけで10本以上あって、1つは軽油が入った状態でぱんぱんの状態のものだったのです。それを向こうへ、うるさいからということ言ったら、その外国人はもう「帰れ帰れ」という形で追い出されたのですけれども、それに対してもし、火がつくという可能性もありますし、実際別のところで、その敷地の倉庫ではないところで火をつけて消防を呼んだこともあるのですけれども、そういうことに対して町としては何か対応はできないものなのでしょうか。

○7番 松島茂喜議員 ガードですか。ガード的なものをつくられてしまったとか、そういう話ではない。

○参加者 もともとあった倉庫に、勝手にそれをそういう約束以外の使い方をし出した。

○7番 松島茂喜議員 環境の問題というのは、私たちも結構多く相談は受けます。なぜそういうことになるかという、非常に群馬県は埼玉県などと比較して、環境保全に関しては非常に緩いのです。ですから、埼玉で操業できなくなった方々が騒音を出したりだとか、汚水を流したりですとか、そう

いった悪質な業者さんも群馬県のほうだと操業しやすいというので、お気づきになっているかもしれないですけども、結構ヤードといいまして囲って、ああいうのがふえています。

○参加者 ふえていますか。

○7番 松島茂喜議員 ええ。それふえているのは、今申し上げたようなことが原因になっているのですね。当然群馬県のほうにも、そして町のほうにもそれを取り締まるような条例というのはあるのですが、ただ町のほうは県の条例を超える、また法律を超えてつくることはできません、町の場合は、町の条例というのは県の条例に基づいてつくられたり、国の法律に基づいてつくられたりするものが多いものですから、上位法といいまして、それを超えて規制をかけるのは非常に難しいですね。

○参加者 済みません、いいですか。それを、うちは国のほうに問い合わせたのです。すると国から、ある程度の権限は町のほうに預けていると。

○7番 松島茂喜議員 町ではなくて、実際には県なのですね。

○参加者 県にも電話したのですけれども、両方。すると、そこではちゃんとやってくれているところもあると言われたのですけれども、邑楽町としてはこれからそういうのを対応していってもらえるのでしょうか。でないと、どんどんやっぱりそういうのがふえてくると、もう普通の外国人でも、普通にちゃんとまじめにしている方へも被害が及ぶと思います。

○7番 松島茂喜議員 そのとおりだと思います。古物商の免許だけあればできてしまうようなところがあったり、産業廃棄物の資格、免許を持たずとも、実際には産業廃棄物なのだけれども、古物商の免許だけで操業しているような悪徳業者というのもふえています。そういった相談というのは、私も随分今まで受けさせていただいておりまして、町のほうにもかけ合ったことも何度もあるのですけれども、町の今ある邑楽町環境保全条例というのですが、それを条例の中身をもう一度やはり精査して、これをもう少し厳しく取り締まるように改正したらどうかというようなお話も既にさせていただいている経過は実際のところあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、県のほうの条例との整合性、そういったものがあつたりですとか、そういったことで今まだ手続がうまくスムーズに進んでいないという現状があると思います。おっしゃるとおり、外国人の方が悪いということではありません。日本人でも、もちろんそういった方はいますね。そういった方が地域住民の方の生活の妨げにならないように、しっかりとルールを守って操業していただくような、そういった決まりづくり、そういったものを私たちも推進していきたいというふうに思っております。

○参加者 早目にしてもらわないと、現状ちょっと困っているのです。

○7番 松島茂喜議員 そうですね。早急に対応させていただきたいと思います。

○司会 では、次の方。ハセガワ先生、お願いします。

○参加者 8区のハセガワですけれども、議会の定例会が1年に4回ありますね。一般質問のプログラムというか議題を、これは議会のホームページに二、三日前に載せることというのはできないので

すか。

○司会 松島議員。

○7番 松島茂喜議員 おっしゃるとおり、多くの方々からその点のご指摘はあるのですが、一応これ行政の事務上、一般質問の通告の順序というのは議会の会期の初日の日の議会運営委員会、まさに私が委員長をやらせていただいている委員会の中で正式に決定することになっております。ですから、それからでないと載せられないということなのです。だから、本会議の初日の朝9時30分あたりから、その会議があるのですけれども、そこで決定をして、次の日の、もう一般質問は次の日に大概始まります。2日目にまた一般質問というときもありますけれども、その前の日になってしまうのですね、どんなに最短であっても。そこを何とか改善できないかということもあるのですが、ただ一応案として正式に決定したものでないと載せられないということではありませんので、それはあくまでも通告がしてある順序、まだ案の段階で載せられるかどうかというのは、今後検討の課題とさせていただきたいと思います。できる限り早く、その辺の情報を伝えられるようにしたいと思います。

○参加者 このアンケートにも、傍聴したことがありますかと、すごく少ないのですよ。少ない中で、また3年、5年に1度行ったかなという人も、これは含まれている人数なので、私は必ず議会の傍聴には、定例会には、必ず自分の興味持つところには出ています。出ていても、やっぱり二、三名しかいないのですね。そういうような状況で、果たして議会をどうぞ見てくださいというのもおかしな話で、できればその辺を開示するのをもう少し改善してもらいたい。

それと、もう一つ、これは個人を別に責めるわけではありません。一般質問の中で、よく議員の方が町長や担当課長に質問します。これはこうですか、ああですかということで、ではそれをしっかりやってくださいねと。では、自分の意見はどうなのだろう。全然抽象的な意見は言うけれども、具体性のある、具現化したような、私はこういう1案を持っている、2案もこういうふうを持っている。だけれども、役場のほうとしては、どういうこの案に対して考えをお持ちですかというような、自分もその中に参画するような態度で、一緒に一つのテーマをつくり上げていこうというような前向きな考えというのが全然聞こえてこないのですよ。これは新人だからやむを得ないといえども、9月の定例会で皆さん1時間も一般質問をやっています。ある方が30分でした。でも、中身をあげたら15分で終わってしまいました。

だけれども、これ一つの例で言うのですよ。その個人を責めるわけではないのです。空き家住宅に対してどうですか、邑楽町は何軒ありますか。町長、それから安全安心課の課長が答えました。町長、この空き家に対してどうお考えですかと。町長のコメントに、ああ、どうもありがとうございました。それで15分で終わったのです。

次は、今度は40分でした。ああ、少しは勉強して伸びたなど。これは温暖化による異常災害についてというテーマでした。これは、災害はみんな異常なのですよ。人的な災害か、自然災害か、もう少し具体的にそれを問い詰める。それで、避難所、避難場所はどれぐらいかと。これは、公民館とか公

共施設はみんな避難場所ですよ。避難所ではないのですよ。避難所と避難場所というのは当然定義が違いますから。それで、邑楽町は利根川と渡良瀬川のちょうど真ん中に位置して、ほとんど水害はないかもわからない。だけれども、最近の温暖化による水害というのは、もう50年、100年に1度の大雨ということで、私も今回3日間ほど足利の川崎というところなのですが、床上浸水になってボランティアで3日間行ってきました。これは非常に気の毒でした。もう何から手をつけていいかわからない。私も腰も痛くなりましたけれども、畳を持ち上げる。ふだんだったら10キロあるかないかぐらいの重さなのですが、2人で持っても、これは七、八十あるのではないか。それぐらい水を含むと重いのですよ。だけれども、邑楽町もそういうのがあるかもわからない。それと南海トラフ、直下型地震で、大きな地震が来るかもわからない。この辺は70から80%の確率なのですよ、30年間で。

そういうことをやった場合に避難場所で、みんな各公民館が避難場所になっています。ご存じのとおり、公民館とか公共施設というのは皆さん大勢の方が入るので柱の本数が少ないのですよ。3寸角の柱で、ところどころしかない。8個の公民館も、屋根ぐしの修理に100万円かかりました。そういうところに避難場所を本当にいいの。水害のところにはこういうところがいいでしょう、地震についてはこういうところがいいでしょうという、そういったもう少し具体性を持った避難場所、そういった定義、邑楽町の避難を促すようなそういった形で、もう少し皆さんと一緒に考えていただきたい。

だから、私の近くでは中央保育園があります。ただ、中央保育園は私のところよりも七、八十センチ地面が低いのですよ。水がたまれば、一番先に大水、床上、床下浸水になります。非常に危険なところなのです。今回19号で、中央公民館だか保健センターだか避難した人が何家族かあったという話を聞いたのですが、ここは高台なのですよ。来るまでに地面が低い。幹線道路がみんな低いので、来ることが恐らくできないのではないかと、冠水したら。だけれども、それでも平気でここは避難場所ですよ。避難所というのは、ある一定の期間生活ができる体制で、そこに避難するところを避難所というのです。避難場所と避難所というのは違いますから、そういうものをしっかりとした形で見きわめて、邑楽町はこういう避難所マップではないけれども、そういうものをつくっていただけたらなというふうに思うのです。ただ避難場所、避難所があればいい、それはもうただの絵に描いた餅で、何の役にも立たない避難所なのです。ですから、議員の方にはお願いしたいのは、ただ町長や課長にどうなのだ、どうなのだと言うのも一つあるかもわからない。でも、自分の考えもぜひやってもらいたい。

これは悪いことばかりではないので、1つだけいいことを言いますね。実は多々良川なのですが、3年間放置した。私の背丈よりもはるかに大きい、3メートル、4メートルある木々がどんどん生えてしまって、全然やってくれなかったのです。館林土木事務所、それから県のホームページにも載せました。ご意見を下さいというところに載せたのです。誰も動いてくれないのですよ。直接行って、土木事務所へ行ったら、予算がありません。予算がないのではなくて、予算を組まないのでしょうと話したのです。そうしたら、これは大野議員なのですが、何回か足を運んでいただいて、間もなく

1カ月もたたないうちにやってくれました。それはおとしの話。去年はそれが定着して、春と秋2回やってくれたのですよ。非常に今、多々良川がきれいです。だから、そういうものも皆さんがふだん何気なく通っている道、先ほどの道、道路幅の話も出ましたけれども、そういうものを気にとめたらどうなのだろうということで、議会のほうで各委員会がありますから、ぜひとも検討していただいて、それこそ邑楽町は変わったなというようなまちづくりを実現してもらいたいのです。

以上です。申しわけないです。

○司会 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○参加者 私いいかな。

○司会 はい、お願いいたします。

○参加者 3区のカミヤといいます。

きょうは、これ報告会初めてだからしょうがないかなと思うのだけれども、個別の案件ばかりやっている、あれだけ来たわけだから、誰も聞きたいこといっぱいあると思うのだけよね。言いたいこともある。だから、今度もしやるとしたら、可能であれば、これは議長にお願いしたいけれども、小グループにでも分かれて、例えば私は道路のことが聞きたいよという人は道路の委員会の人のところへ行って、これはトイメンで押し問答すればいいと思うよ。全然だって、今聞いていた意見だって、すぐにすぐなんか絶対解決できない問題ばかりでしょう。俺も核心のことを本当は聞きたかった。

実は、これにのっとしてというから、ちょっと私の質問はこれから外れてしまうのだけれども、これで言うと議会の会議なんか見たことないというのが80%もあるわけですよ。だから、見たことがないのだったら見られるようにすればいいのは、ではどうしたらいいかというのも考えてほしいですよ。だから、平日はもちろん勤めに行くから来られるはずはないのだけれども、例えば群馬テレビでちょっと放映してもらおうとか、もちろんケーブルもあるから、そういう媒体を使ってやるのも手だと思うのですよね。もちろん議会だよりとか広報で知らせるけれども、あれは1カ月に1回だから、見ない人が多いのですよね。もったいないと思うのですよ。あの印刷物、莫大な金かかっているでしょう。だから、私も区長をやっている配っているのだけれども、みんなぼいぼい捨てて、ああ、もったいないことをすると思うのだけれども、それはしょうがないですよ。それは住民を責めてもしようがないのだけれども、だから見られなかったら見られるように少し仕向けてやる方法も少しはあるのかなという気がします。

核心部分、私は、去年の9月27日に町民公聴会ありましたよね。いろいろ聞いたので、本当はこの中身とか、あときょう、賀詞交歓会でちょっと、この資料にはないのですけれども、邑助けネットワークのこともいろいろ皆さんに進言したかったのです。だけれども、時間の都合もあるから、ちょっときょうはやめます。だから、今度やるときは、そういう個別の案件ごとに分かれるというか、可能であればですよ。それはできないよといえばしょうがないけれども、もしできるのであれば、半年後

でも1年後でもいいですけども、1年後ではちょっと長いかな。半年ぐらいでやっていただきたいのですよ。それで本当に議会、もちろん議会も住民も、もちろん町長もそうだけれども、それは一緒になってやっていかないと邑楽町もよくはならないし、衰退の途をたどるだけですからね。

先に行って限界集落なんて言われたのでは、これは情けないですからね。ぜひそこら辺は議員の先生方にも少し骨を折っていただいてやってほしいのです。まだほかにもいっぱい言いたいことはあるのだけれども、次の人もいるかも、ああ、いないのか。言いたいことはこのくらいで、きょうは時間ももうありますのでね。次回を楽しみにしていますから。

○神谷長平議長 ただいまの質問に対して、本当にありがたく思っております。今回はなぜグループに分けなかったかということは、基本条例を作成するためにいろんな意見聞きたかったのが本当の開催だったのです。ですから、今後それができたときには、議会に対応できるような体制ができれば、各グループごとに分かれた中のやはり意見交換会が必要ではないかなと。それを私も十二分考えていますので、そういう方向になるように努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひこれからも出席していただいて、いろんな意見を頂戴できればありがたいなと思っております。

それから、先ほど長谷川さんからのホームページ、議会のホームページというのがありましたけれども、これを例えば3月の議会ということになりますと、来月ですか、12月の議会の広報に3月の議会はいつから開催されますということで、傍聴に来てくださいということで案内が出ます。その2日目、3日目が大体一般質問になりますので、その辺については、その辺でよくもう少し物が進むまで、そこの中で対応してもらえればありがたいなと思っております。

○参加者 それは十分把握しているのですけれどもね。

○神谷長平議長 よろしくお願ひします。

○参加者 どなたがどういう質問をするのかをちょっと。

○7番 松島茂喜議員 先ほどお話をさせていただいたとおり、流れといたしますと、まず一般質問の通告をする期間が3日ないし4日、土日挟むときと挟まないときあるのですけれども、大概挟むので、議会前の金曜日に私たち通告書をいただいて、土、日、月、火、水曜日の午前中ぐらいまでが大体通告の期間ですね。大体1週間近くあります。その後、1週間たって本会議が大体始まるという、そういう流れでいっているのです。ですから、通告をした段階で順序は決まるのですけれども、実際に先ほど申し上げましたように順序を正式に決定するのが本会議に入ってから、初日の本会議の前の議会運営委員会で決定するということなので、どうしても前日に今のところになってしまうということでご理解をいただいたところだと思います。

ですから、改善をするのであれば、通告の締め切りをした時点で順番はある程度決まるのです。ただ、案として出さなくてはならないのは、先ほど言ったように正式決定するのが議会運営委員会というところなのですが、それにあわせて通告は一旦しましたけれども、取り下げってしまう場合もあります。ほかの方と質問の内容がかぶってしまったとか、いろんな理由で取り下げってしまうことがあります。

ます。そうすると順序が入れかわったりもします。ですから、その通告の順序だけでもいいということであれば、予定としての順序だけでもいいということであれば、閉め切った時点、すなわち大体1週間前にはホームページ上に掲載することは可能かというふうに思われますが、ただここでできるという断言はできませんので、それは協議の上、また事務局と相談しながらも決めたいというふうに思っています。済みません、それでよろしいですか。

○参加者 なるべく早目の情報提供ができるように。

○7番 松島茂喜議員 通告をしないと、決まっていますので。

○司会 では、よろしいですか。

○7番 松島茂喜議員 ほかの方でいますか。

○司会 ほかの方で。

では、お願いします。

○参加者 きょうは本当にすばらしいな。この間町長室へ飛び込んで行って、町長、81までやるのだよと。だから、最後だから、4期やった人はいないのだから、いい町にしてくださいと言って、邑助けネットワークの最初のメンバーで、この人たちでやっているのですけれども、きょうも長柄の第1層、やはり区長会長さんがとてもいい話をして、行政を頼るのではなく、みんなで隣近所仲よく助け合っていくということが大事なのだと。それをヤマギシさんが、最初理解していなかったのです。それが今は本当に理解して、思わず後ろのほうで、1層でやっていますから拍手したのですけれども、私が思うのは、議員さんが今度31日ですか、意見交換会やるのですけれども、私の肌で感じているのは、町長がこの間新年会には、では副町長を大泉へやって、これは教育長をやって、館林がジョイハウスがその後だから、俺は出るぞ、邑助けにという話になったのですけれども、私たちは無償で何とか町をやりたいということで、はあ5年、5年だよな。

〔「4年」と呼ぶ者あり〕

○参加者 4年やってきて、やっている人は、例えば町長さんだったり議員さんがわかっていてくれたり、頑張っていてありがとうね、何も無償でいいのです。ただ、そういうふうに言われると励みになるのです。やっぱり子供でも、よくやっているねと言うとまた頑張るのと同じで、ましてや邑助けというのは地域で、うちのほうも区でみんなで助けようと。ごみ出しもこうしよう、ひとり暮らしは孤独死させない、どうしようかということをもみんながそれぞれ区長さん、五役の人、ボランティアの人を募って話し合っているのですね。

そのときに、どうも私が感じるのに、議員さんもそれほど理解していないのではないかなと。議員さんがそのことを何年もやっていて、自分たちが例えば何か、中野小区もやっています。東小区もやっています。高島もやっています。そうしたら、そこでやっているときに、議会があるときでは仕方ありません。そうでないときは、ちょっと行ってのぞいてみる。ご苦労さん、そうするとい人たちも、やっぱり議員さんが来ているという気持ちが違うのですね。だからそこを、私もきょうは2人

が何か、だから残ったのですけれども、言えてよかったなと思いますので、本当にきょうは感動しました。議員さんたちがみんな一生懸命だなということがよくわかりました。長い間邑楽町も、町長と議員さんがあれして、やっと一つになってきて、議長さんは神谷長平さんがなっていい方向へ行くなと、とても楽しみにしていますので、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。8時半、時間になりましたので、きょうはこれでお開きにしたいと思うのですけれども、またの機会にお願いできればと思いますので、済みません。またこの次に機会に、ぜひまたお願いいたします。

○参加者 バイオマス発電って中止になりました。バイオマス発電。

○7番 松島茂喜議員 ああ、バイオマス。バイオマスは大野さんやっていたよね。

○司会 では、大野さん。

○13番 大野貞夫議員 バイオマスの発電。

○参加者 発電所が、もうちゃんと中止になったかなと思ひまして。

○13番 大野貞夫議員 まだなっていない。

○参加者 ああ、なっていないのですか。

○13番 大野貞夫議員 なっていない。これから説明会もやるというところ。

○参加者 あれ僕も調べたら、詐欺の会社で訴えられていますよね。

○13番 大野貞夫議員 そうです。とんでもない話。

○参加者 議事録読ませてもらったら、皆さんご存じやな思ったから、それでまだのれんがかかっていたものでしたから。

○13番 大野貞夫議員 これから説明会がありますから。

○参加者 それだけお聞きしたかったので、もともと自然エネルギーというのは、今日本では余り無理だなというのが、済みません。どうも、失礼します。